

2022年2月3日

各 位

会 社 名 中小企業ホールディングス(株)
代表者名 代表取締役社長 岡 本 武 之
(コード番号 1757 東証第2部)
問合せ先 管理本部長 井 上 博 文
(Tel. 03-6825-7100)

(開示事項の経過) 当社株主に対する刑事告訴の不起訴処分に関するお知らせ

当社の2021年8月12日付け適時開示「当社株主に対する刑事告訴取下げに関するお知らせ」にてお伝えしました件に関し、東京地方検察庁より、当社株主（現当社代表取締役 岡本 武之）に対して不起訴処分の告知がなされましたことを、本日、確認しましたことをお知らせ致します。

1. 本告訴の概要

受 理 日：2021年3月30日

告 訴 人：当社

告 発 人：黒田高史氏、岩崎智彦氏

被告訴人：岡本武之

罪 名：詐欺罪、金融商品取引法違反

※告訴事実と同一の被疑事実について旧経営陣の黒田高史氏、岩崎智彦氏が告発人として告発を行っております。

2. 本告訴の不起訴処分までの経緯

当社は、旧経営陣の下で行われた本告訴について、オリオン1号投資事業有限責任組合による株主提案が否決されるように誘導する目的で行われたものであり嫌疑はないこと、告訴受理後である2021年4月21日の当社臨時株主総会における株主の皆様の議決権行使状況から、岡本氏への告訴状態の解消は、当該株主総会において示された株主様の合理的な意思に適うものとの判断に至り、第三者的な立場の弁護士より意見を取得したうえで、2021年8月10日開催の当社取締役会で、本告訴の取下げを決議しその取下げを行いました。

今般、岡本氏の弁護士を通じ、東京地方検察庁において2021年12月3日付けで公訴を提起しない処分が行われた旨の昨日付けの不起訴処分告知書が本日、同氏に交付された旨を確認致しました。

以上